

富士フィルム生活協同組合

次世代育成支援対策法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：平成31年9月までに、年次（10月1日～9月30日）有給休暇の全職員平均取得率を25%以上とする。

《対策》

- ①平成27年10月～ 年次有給休暇の取得状況について月ごとに実態を把握
- ②平成27年11月～ 社内検討委員会での検討開始
- ③平成28年 2月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施

目標2：平成32年3月31日までに、所定外労働時間を所定労働時間の9%以内とする。

《対策》

- ①平成27年 9月～ 安全衛生委員会で所定外労働の月ごとに実態を把握し、問題ある部署への改善指導を実施
- ②平成27年 9月～ ノー残業デーでの所定外労働の発生状況を把握
- ③平成27年10月～ 所定外労働を削減するため、仕事の進め方を見直す管理職研修を実施